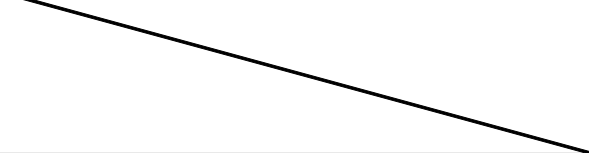


令和8年度PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業（質問及び回答）

令和8年6月19日受付分

No.	質問内容	回答
1	<p>【仕様書2. 事業内容(1) コ】 (設備の撤去の際に、事前に県から譲渡の希望があった際は、事業者は県と協議の上で設備を県へ譲渡できるものとする。)</p> <p>譲渡となった場合に、電気料金単価に含んでいる撤去費用に相当する費用の清算は必要でしょうか。</p>	<p>県の希望に基づき県へ設備を譲渡する場合、電気料金単価に含まれた撤去費用に相当する費用の清算は行いません。</p>
2	<p>【仕様書2. 事業内容(2) オ】 (契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。)</p> <p>事業期間中に産業廃棄物処理費用や労務費が物価変動などにより上昇し、当初の想定を上回る場合、撤去に要する費用、手法などについて協議となりますでしょうか。</p>	<p>撤去に要する費用や手法について、物価変動を理由とした協議は原則として行いません。</p>
3	<p>【仕様書2. 事業内容(3) 契約単価イ】 (県は、設備導入施設毎に、設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。)</p> <p>将来、施設の電力使用量が著しく減少した場合、減少分の電気料金について何らかの補償は受けられるでしょうか。また、あらかじめ年間の最低使用電力量を設定し、それを下回る場合、差額分について補償を受けることは可能でしょうか</p>	<p>仕様書別紙2において県に責任分担のある事項に起因して電気使用量が著しく減少した場合は、県と事業者で協議のうえ決定します。 なお、最低使用電力量の設定や、当該電力量に基づく補償の設定は行いません。</p>
4	<p>【仕様書6. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様】 (非常時に電気事業者からの電力供給が停止した場合においても、自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。)</p> <p>自立運転時にコンセント(1500W程度)から供給する仕様でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>非常時の電力供給方法については、特に定めはありません。 自立運転時にコンセントから供給する仕様でも差し支えありません。</p>
5	<p>【仕様書6. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様ア】 (事業者は、県及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に勤め、適切な保守点検計画を提出すること。)</p> <p>今回、設置する太陽光発電設備の保守や法令に基づく点検などの保全業務については、設備導入施設の電気主任技術者が行い、その費用は事業者が負担する理解で良いでしょうか。</p>	<p>保安等の体制については、指定しませんが、関係法令を遵守し、適切に維持管理願います。 また、設備導入施設の電気主任技術者の対応可否については、事業者決定後に、県(施設管理者)及び各施設の電気主任技術者との協議により決定します。</p>

No.	質問内容	回答
6	<p>【仕様書7. 責任分担の基本事項ア】 損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。</p> <p>火災保険、地震保険、賠償責任保険のすべての損害に対する保険加入が必要となる認識でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>【募集要項2. 募集概要(7)ア】 （県が別途定める交付要綱に基づき、太陽光発電設備の整備に要する費用の2分の1以内（税抜）、蓄電池設備は蓄電池価格（円/kWh）の3分の2以内（税抜）を補助することとしており、その上限額は次のとおり。【補助上限額（全対象施設の合計）66,000,000円】）</p> <p>太陽光発電設備における補助金の各施設ごとの算出については、各施設ごとの太陽光発電設備の整備に要する費用の1/2を各施設単位で計算し、補助金額を整備費から控除後に電気料金単価へ反映する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>補助対象経費の算出については、全施設の整備費用等に要する費用の1/2（蓄電池の場合は2/3）を計算したのので、差支えありません。</p> <p>なお、必ずしも施設ごとに補助金額を計算のうえ控除して電気料金単価へ反映する必要はありません。その場合、作成要領2(1)オで示す補助金相当額分を控除しない場合の単価については、全施設統一単価とした場合の契約単価を記載したのでも差支えありません。</p>
8	<p>【募集要項3. プロポーザルの参加資格(12)】 （本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士・第一種、第二種または第三種電気主任技術者）</p> <p>プロポーザルの参加資格に求められる有資格者は、仕様書における運転開始までの期間において必要であって、運転開始後は不要という認識で良いでしょうか。</p>	<p>関係法令を遵守したものであれば、特に定めはありません。</p>
9	<p>【募集要項7. 参加申請書の提出(1)】 （貸借対照表および損益計算書） 過去何年分の決算資料が必要でしょうか。</p>	<p>直近1年分を提出してください。（複数年分提出することを妨げるものではありません。）</p>

No.	質問内容	回答
10	<p>【企画提案書作成要領2. 企画提案書の内容(1)イ】</p> <p>(③太陽光発電設備の設置方法(架台等)、設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。④想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重(風圧、地震等)に耐えうる構造であることを分かりやすく説明すること。⑤太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位N/m²もしくはkg/m²)を記載すること。⑥蓄電池を設置する場合は、蓄電池設備の設置場所、設置方法、検討において想定した設備仕様(製造メーカー、型番、寸法、重量、安全性能等を含む)を記載すること。)</p> <p>構造安全性に問題が無い事を示すための一級建築士による報告書は、企画提案書提出時においては不要という認識で良いでしょうか。</p>	<p>企画提案書提出時点では、一級建築士による報告書の提出は不要です。</p>
11	<p>【その他】</p> <p>(アンカーレス工法(置き基礎架台やアンカーレス架台など)を優先して採用することとし、設備導入施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。)</p>	
	<p>アンカーレス工法(接着剤併用架台など)を採用した場合において、運転期間終了後の撤去の際は防水層保護を目的に接着ベースを残置しても差し支えないでしょうか。(防水層を損傷させない範囲での設備撤去を指すものと理解してよろしいでしょうか。)</p>	<p>原状回復を原則としますが、防水層を損傷させるリスクがある場合は、接着ベースを残地することも可とします。</p>
	<p>交付される参考資料で陸屋根施設の防水仕様(防水種別、施工年、保証状況)は確認できるでしょうか。</p>	<p>当初提供する参考資料には含まれません。ただし、現地確認の結果、詳細な仕様の確認が必要となった場合等で、防水種別等が確認できる書類が現存する場合は、提供いたします。なお、対象施設は、令和7年度末時点において、建築後の防水工事を実施しておりません。</p>
	<p>交付される単線結線図は現況を反映した最新版を提供いただけるのでしょうか。</p> <p>建築図面、電気図面についてCADデータ(DWGまたはDXF方式)の提供は可能でしょうか。</p>	<p>最新版(R7年度末時点)を提供します。</p> <p>一部施設(新居浜西高校)についてのみ提供可能です。なお、JWW形式またはSFC形式での提供となります。</p>